

○会津若松市健康づくり推進協議会条例

平成5年3月22日
会津若松市条例第11号

(設置)

第1条 市民の健康づくりを総合的に推進するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、市民の健康づくりの推進に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員19人以内をもって組織する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 保健医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

(平11条例17、平16条例42、平17規則56・一部改正)

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(平16条例42・旧附則・一部改正)

(北会津村の編入に伴う経過措置)

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、北会津郡北会津村の編入の日から平成17年10月31日までの間に委嘱を受ける委員の任期は、同日までとする。

(平16条例42・追加)

附 則(平成11年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置等)

2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市の職員から選任された委員は、施行日にその身分を失う。

3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされる委員(以下この項において「現任委員」という。)の任期が満了するまでの間において、新たに選任される委員の任期は、改正後の会津若松市健康づくり推進協議会条例第4条第1項本文の規定にかかわらず、現任委員の任期が満了するまでとする。

附 則(平成16年9月30日条例第42号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第56号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。